

## 令和6年度 第1回八尾市障害児保育審議会議事概要

開催日時：令和6年8月22日（木） 午後1時00分から2時30分

場 所：八尾市役所 8階第2委員会室

出席者：鶴 委員（会長）

前田委員（副会長）

青木委員

天野委員

宇野委員

遠藤委員

木曾委員

須釜委員

竹川委員

中西委員

西川委員

原 委員

藤井委員

南 委員

和島委員

欠席者：神原委員

事務局（保育・こども園課）：久保、裕原、小山、河邑、濱元

### 1 開会

### 2 報告

#### 提言進捗状況管理表の令和5年度実績について

会 長：議事進行についてはお手元配付の次第書に沿って進めさせていただこうと思っております。それでは、次第2「報告」事項に入ります。提言推進状況管理表の令和5年度実績について、事務局から報告をお願いします。

事 務 局：お手元配付の資料4「提言推進状況管理表」をご参照ください。今回の審議会に先立ち、昨年度行いました令和5年度までの総括について現時点での課題と改善策をあらかじめ委員の方からご報告いただき、事務局にてとりまとめ表の右側に記載しておりますので、概要を報告させていただきます。

最初に提言項目1. 今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ(育ちあう)保育」の創造についてです。仕組みづくりのポイント①においては課題と改善策の欄にインクルーシブ保育の理念や保育実践が保育現場レベルでの理解が難し

い現状であり、研修等に参加することで理念の理解や実践に努めているが、どの保育者にも伝わりやすいポスターやリーフレットなどを作成し、保育者同士がインクルーシブ保育を意識しながら実践につなげてはどうかとの提案が出されております。②においては支援を必要とする児童の状況に応じて対応できる保育力を身に付ける必要があることや子どもの発達過程や障がいの状況についてより丁寧なアセスメントが必要であること、個々のケース会議の必要性や各園において保育の工夫や見直しが必要であることが出されております。

次に提言項目2.「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくりについてです。まず③のコーディネーターに関して、出来るだけ研修会へ参加し力をつけること、コーディネーターが替わることも考え、引継ぎをしっかりと行えるように指導計画をたてることなどが報告されております。④の市関係機関での後方支援に関しては様々な経路の相談が増加する中、こどもの相談において、相談内容に応じて多職種連携によりそれぞれの専門性を生かし保育教諭、心理士、作業療法士、言語聴覚士とも連携しながら園訪問が実施されていること、乳幼児健診にて発達障がいのスクリーニングを実施していること、企画教室を通じて児童発達支援センターのリハビリにつながったケースがあることなどが報告されております。他にも就学後の支援としてアンケートから学びの場についての不安に関する記述が昨年度と比べ減っており、今後も学びの場について広く周知していくことや就学相談の中での個別の説明を引き続き丁寧に行っていくことが報告されております。また、医療的ケア児への支援として、医療的ケア児コーディネーターの役割の明確化、児童の状況に応じた適切な支援ができる連携システムの必要性が挙げられており、今後、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等が連携を図り、児童の状態に応じた適切な支援ができる連携システムが必要であることが挙げられております。

続いて、提言項目3. 就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくりについてです。⑤において、医療や保健センターなど子どもを真ん中に置き、手法を連携しながら考えていること、⑥において在園児の保育サポート認定への変更申請が増えているが、保育サポートにおける新規募集枠の確保にも努めていることが報告されております。

続いて、提言項目4. 保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくりについてです。⑦においてオンデマンド動画、市政だより、ホームページ等により適切なサービス案内に努めていること、⑧において、医療的ケア児の令和7年度入園に向けて低年齢児からの相談が増加傾向にあること、⑨において、乳幼児健診や子育て相談等の機能により、早期発見・早期相談につながっていることなどが報告されております。

最後に、提言項目5. インクルーシブ(育ちあう)保育実践を創り出すことができる仕組みづくりについてです。前回の審議会でもより実践的に園全体で取り組めるような研修内容へと更に高めていく必要性が出されておりました。⑩で支援を必要とする子どもとともに育ち合えるクラスづくりを目指すため保育者の援助や環境構成について討議し、深めていくこと、研修で学んだ内容を振り

返り、園全体で日々の実践に活用できるようにすることが報告されており、⑩でより充実した研修や巡回指導が行われていること、支援児担当やクラス担任の困りごとを共有し、解決策を園全体で考える必要があることなどが報告されております。

このように、項目1～5まで振り返ってまいりましたが、全体として令和5年度の総括を受けて各委員それぞれが課題解決に取り組まれており、提言の実現に向けて進んでいる状態であります。今後は提言1のインクルーシブ保育の創造において八尾市としてめざす方向の共通認識をもつこと、園の保育の工夫や見直しを行うこと、また、医療的ケア児について関係機関で連携していくことが必要であると考えます。以上で事務局からの報告を終わります。

会長：ありがとうございました。事務局より報告がありましたが、委員の皆さんから補足あるいは質問等ありましたらよろしく願いいたします。

委員：提言推進状況管理表2ページの④の課題と改善策に記載のある企画教室とはどういったものでしょうか。

委員：八尾市には地域子育て支援センターという市が実施する子育て支援拠点が5か所ありますが、地域により異なるニーズに沿った教室を各センターで企画し実施しているものが企画教室になります。提言推進状況管理表に記載の企画教室は、八尾市立児童発達支援第1センター「いちょう」から講師を派遣いただき、発達に不安をお持ちの方を対象にした教室です。そこで、八尾市立児童発達支援第1センター「いちょう」の職員に相談することでリハビリに繋がったケースがあったという内容になります。

会長：ありがとうございました。他にありませんか。なければ、提言推進状況管理表の令和5年度実績の報告は終了し、この内容を踏まえて、次の課題に移りたいと思います。

### 3 協議

#### 八尾市のめざす「インクルーシブ（育ちあう）保育」について

会長：次に次第3「協議事項」といたしまして八尾市のめざす「インクルーシブ保育」について、皆さんと意見交換してまいりたいと思います。先ほどの提言推進状況管理表の令和5年度実績の報告において、コーディネーターを中心としたインクルーシブ保育や障害児保育の研修会等を通じ理解を深めることが出来たが、課題として現場の保育者がインクルーシブ保育の理念を理解し、保育実践につなげることが難しい現状であると示されておりました。令和5年度の審議会においても、インクルーシブ保育の理念について引き続き市内や園内でどう共通理解をしていくのかということが課題として挙げられました。数々の課題は残るものの、八尾市でインクルーシブ保育を発展させていくためには、まずは「現場の保育者がインクルーシブ保育の理念」をどのように理解していくかが大事になると思います。そこで、現場の保育者にとって親しみやすく、何かを感じてもらうきっかけの一案として、事務局から「八尾市のめざすインクルーシブ保育」についてのポスターの素案が出されております。ポスターの内容や表現方法、理念を伝える

ためのポスター以外の手法の提案、企業や他の自治体で効果的であった手法の事例紹介など、委員の皆さんのアイデアがいただければ有難く思いますので、発言していただければと思います。

事務局：委員の皆様にご意見をいただく前に、事務局から補足説明をいたします。先ほど、会長からご案内いただいたポスター（案）が資料6になりますので、ご覧ください。ポスター（案）右下の図の部分ですが、この部分のイメージ（案）について資料の提供を受けましたので、今からお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

会長：お願いします。資料6については幼稚園・保育園・こども園等における現場の保育者にインクルーシブ保育の理念というものを理解してもらうために作成するものなので、一般向けではなく現場の先生向けということでご理解いただければと思います。そのうえでこういったポスターといった手法でいくのか、あるいは別の方法が何か有るのかご意見がいただければと思いますが、その前に追加で提示いただいている資料について提供いただいた委員より説明をお願い出来ないでしょうか。

委員：お配りいただいた資料は、研修等で最近利用させていただいているものの一部です。私はこの様に説明していますといったことで提供させていただきました。簡単に図の説明をさせていただくと、そもそもインクルーシブ保育と統合保育はわかりにくいなと思っています。障害の有る子も無い子も同じ場に居るといったこと自体は変わらないので、現場では言葉がカタカナになっただけと捉えられがちなのかなという風に思います。私自身も何となくそういうイメージが有りましたが、最近インクルーシブというものの元々の定義であるとか発端の始まりの所であるとかを見ていくと、「そもそも子ども達が一人ひとりすべて違うということ」と、「保育を子ども達に合わせて変えていくということ」の2点が大事ななと思っています。なので左側の図は旧の統合保育のイメージだと、障害の無い子を青色で、有る子をオレンジ色で示していますが、有るか無いかで子ども達が二分されているような状態で、障害の無い子ども達が多数派なのでその多数派に合わせた保育がなされているというイメージです。そこでの保育の形自体は変わらず、障害の有る一部の子に対して必要な支援を加配保育士等を配置することで提供していくというようなものが左側のイメージになります。今、八尾市でも目指そうとしているインクルーシブ保育は右側の図のイメージかと思っています。先ほどお伝えしたように、そもそも子ども達が全員違うといったことから始めたいと私は思っています。ここでは一色ずつでしか表現できていないですし同じ丸の形をしてしまっていますが、とにかく丸で示している子ども達が全員異なるということをやまず前提にしたうえで、いくらでも形が変わっていくといったイメージを外側の枠を点線かつふわふわした雲のような形で表しています。保育の形という物はすでに有るものでは無く、そこに居る子ども達に合わせて作り替えていくものということを研修の中ではお伝えさせていただいています。

こう言った説明なくこの図だけが有って理解いただけるかなと私自身も思っているところですので、皆さんのご意見等いただければと思います。

会長：ありがとうございました。提供された追加資料は資料6の右下の図と記載されている部分にはめ込んでいただくイメージになります。今、委員よりお話いただいた内容はそのインクルーシブ保育の特徴について詳しく説明いただいたところになります。ポスターの素案が挙げられていますが、ポスターに対する意見でもかまわないですし、別のやり方が有るのであればその手段についてでもかまわないので何かご意見有ればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：現場の先生は実際どうすれば良いのかと言ったところで困られていると思うので、ポスターと共に例えばインクルーシブ保育の事例のようなものが何例か有るとわかり易くなるのではないかと感じます。

会長：ポスターよりはリーフレットや簡単な冊子といったイメージでしょうか。

委員：補助的な物として、そのような感じの物が有っても良いのではないかと思う。

会長：ありがとうございます。ポスターよりもリーフレットや簡単な冊子のような物を作ってもよいのではないかと言った意見が1つ出てきました。

私の方から、滋賀県大津市と関わりがありますが、そこでは人権教育とか人権保育に関して5～6ページぐらいのリーフレットのような物を去年作りました。そう言った、簡単な冊子のような物も1つの方法かなと思います。他にいかがでしょうか。

委員：委員の皆さんに伺いたいのですが、私の認識は先ほどお話をさせていただきました通り、統合保育とインクルーシブ保育の違いが現場にあまり浸透していないのかなというイメージでしたが、現場の先生方はどういう認識をお持ちなのかを確認したいと思いました。その認識が違っているのであれば正しい説明が要るかもしれないですし、先ほど有ったようによくわからないというのであればよくわかるような事例を入れていった方が良いのではないかなと思います。現場の先生達が、何でうまくいっていないのかを伺えたらと思います。

会長：委員の皆さんということですので、保育教諭さんではない方も居られますが順番にご意見伺えればと思います。わからなければわからないでもかまいませんし、インクルーシブ保育のイメージのようなものでも構いません。

委員：わかりません。

会長：次の委員お願いします。

委員：現場から離れている身では有りますが、研修等実施時の感想を見ていると統合保育とインクルーシブ保育についての認識が混在してしまっていたという意見がありました。また、先程おっしゃられていた様な実践の場面を切り取って具体的な話をすると良く分かったという声もよく聞きます。

会長：ありがとうございます。次の委員お願いします。

委員：追加提出された資料が非常にわかりやすく感動しました。雲のようなフワフワした外側の線が、子どもに合わせて保育を変えていくといったところが端的に示さ

れており、そこでインクルーシブ保育を示しているのだろうなと感じました。八尾市の保育をたくさん見たことが無いので一般的な話にはなりますが、結局統合保育とインクルーシブ保育との違いについて思うところは、こんな感じの子どもはここまで活動出来るといった環境設定であるとか、保育教諭の視点を変えることでここまで出来るのかといった所を見ていただくことはすごく良いのかなと思います。そういう意味では、随分状況は違うかもしれないですが、児童発達支援センター等でももちろん大人の介入ありきにはなりますが、肢体不自由の子どもがどこまで何が出来るかを、また知的な遅れのある子どもが集団の中でここまで活動することが出来るといったような状況を確認出来ることは良いのかなと思いました。

会長：ありがとうございます。次の委員お願いいたします。

委員：保護者の立場で言わせていただきますと、統合保育やインクルーシブ保育という言葉に対しての馴染みはあまり有りません。インクルーシブという言葉は前から知っていますが、実際に統合保育とどう違うのかということはおそらく保護者にはわからないかと思います。インクルーシブという名のもとに障がいをもつ子が健常児の中で生活し、出来ないことを叱られてしまうことがあるかと思います。その環境をうまく設定し、支えていくことで、出来るようになることが有るかと思います。その支えが足りなければ周りからはみ出してしまい、本人の気持ちが落ちてしまう。周りからも出来ない子というレッテルを張られてしまう。そういう怖さを子どもが学校へ行く時等はずっと感じていました。学校の中で色々な行事をするにあたってこういった対応をしてもらえればうちの子は参加出来ますということを事前に先生へお伝えしておけば、先生方からの支援をうまく受けることが出来、一部ではありますが何とかみんなと同じ活動に参加することが出来ていました。子どもがどこまで出来てどう支えてあげれば何が出来るのかというアセスメントの状態がすごく大事なというのをずっと考えておりますので、是非そういった環境整備をよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。次の委員お願いいたします。

委員：健診等の機会に保護者の方と話をすることがとても多く、発達相談等においてはこの子にはこんな特性があるのでこうしてあげるのが良いねといった事を保護者にお伝えし、保護者にご理解いただき自宅で実践をしていただいています。また、今回追加提出された資料をみせていただき、保護者の実践とこども園等におけるインクルーシブ保育の実践とが同時に出来れば子ども同士の育ちあう環境が整備されるのではないかと思います。

会長：ありがとうございます。次の委員お願いいたします。

委員：私立幼稚園から認定こども園に移行し様々なお子さんを預かってきていますが、元々の幼稚園の時から支援の必要なお子さんは年々増えてきておりました。職員

もそういった子ども達の特性を研修等にて学び、この子にはこういった支援が必要だなといったところを少しずつ理解してきています。現在クラスには2～3名の配慮が必要な子どもが居り、お子さんによって遅れている部分は様々ですが、先生達が計画した同じ教育・保育を受けてもらっています。子ども達も友達が困っている時は助けてあげながら、みんなが同じように生活してもらっています。ただ、遅れの大きなお子さんについては先生が付き添いながら参加しているといった状態で、これはインクルーシブ保育ではなく統合保育になるのかなど思ったりしています。年々発達に遅れのあるお子さんが増えてきているという状況の中で、配慮が必要な児童がみんなと別々に生活するのではなく一緒に生活するようになってきていると思っております。

会長：ありがとうございます。次の委員お願いいたします。

委員：私自身は保育の現場に直接の関わりは無いのですが、福祉の分野でもインクルーシブという単語は良く出てきます。個々に色々な特性が有るうえでみんなが一緒という所で理念の理解はし易いと思いますが、その後インクルーシブ保育となった時にどこまでが保育におけるインクルーシブの範囲なのかといった感覚のようなものが非常に難しいだろうと思います。先生方もインクルーシブという理念は持ったうえでお子さんと関わりを持ってもらっているとは思いますが、先ほどおっしゃられていたような具体的な事例が有った方が実際の実務に携わっている方にはよりイメージが湧きやすいのではないかと思います。

会長：ありがとうございます。次の委員お願いいたします。

委員：児童発達支援センターの事業に保育所等訪問支援事業といった事業があります。その事業では保育所等に職員が行かせていただき、支援方法をお伝えしたり実際に携わらせていただいたりしています。そこでの報告で、どのようにお子さんに関わって良いかわからないという現場の先生達の声もたくさんうかがいます。そういった中で、実際の事例や手立て等が有る方がわかり易いと思い先ほどご意見させていただきました。

会長：ありがとうございます。次の委員お願いいたします。

委員：インクルーシブ保育は一人ひとりが違って当たり前という前提と書かれています。それが一番難しいと思います。一人ひとりの個性や特性、長所や短所等といった事を先生方が知ったうえで、子どもに対する支援や手助けが行われることが大切という気がします。

会長：ありがとうございます。次の委員お願いいたします。

委員：こども園になり6年目になりますが、資料6に記載されている項目を徐々に浸透していったのかなと思います。一人ひとりの子どもの思いに寄り添っていくこと、あるいはありのままの子どもを受入れていくということについて、現在学習会も含めて色々と勉強しているところです。一人ひとりの子どもを大切に

するというのを頭の中では理解していますが、大勢の子ども達を目の前にした時に、現場では実際一人ひとりを保育するという事は難しいです。そこは園の保育教諭みんながジレンマに感じているところになります、そこはやはり意識づけなのかなと思います。資料6に記載されている内容はどの項目も大事なことだと思いますがポスターとして目につくところに掲示するだけではなく、例えばポスターに書かれてある「子どもの好きなこと好きな遊びを大切に」を今月の目標に設定するであるとか、カリキュラムや計画にポスター記載の項目を落とし込む等すれば意識づけが進み、もう少し具体的に生かしていいのではないかなと思います。

会長：ありがとうございます。次の委員お願いいたします。

委員：色々な相談を受けることがたくさんありますが、まだまだ統合保育の意識の方が強いと感じています。保護者からの相談の中で子どもが集団に入れないとか、並べなくて困っているといったことがすごく多く、保護者の認識としても並べなければならないとか、集団に入らなければならないという意識が有るのだと思います。保護者にも統合保育の中でみんなが同じことをしなければならないという意識が強いと感じますし、子どもの中にもみんなと一緒に出来ないことがダメというような意識が植えつけられてしまっているのではないかなと思います。そういった状況で、インクルーシブ保育を促進しようとしても現場の職員もわからない所がたくさんあるので、インクルーシブ保育をすることで何を指すのかといった所に着目しても良いのかなと思います。どうしても保育はねらいを大事にするので、インクルーシブ保育をすることで子ども達をどういう子どもに育てたいかとかどんなことを育ませたいのかということを確認することが大事なのかなと思います。後、色々な子がクラスにいるのは先生方も認識しているけれど保育に落とし込んだ時に具体的にどうすれば良いのかというところがあります。例えば絵が好きな子もいれば嫌いな子もいる、きっちりとした子もいればそうでない子もいる。そういった子どもの状況を写真等のようなもので可視化することが、先生方にとって考えるきっかけに繋がるのではないかなと思います。

会長：ありがとうございます。次の委員お願いいたします。

委員：事務の立場で間接的な関わりにはなりますが、保育人材が不足している中で現場は限られた人材で教育・保育を実施していただいています。現場の先生達は迷いや不安といったものを抱えながら対応していただいていると思うのですが、先生方が安心して何か軸を持って保育に取り組んでいただける環境を作っていくことが保育ニーズに応えていくことなのかなと思っています。そういった意味では、先ほどおっしゃられたように、必要とする支援は一人ひとり異なり、個々の状況に適した支援がされることで子どもは大きく変わると思います。一人ひとりが異なる中、その根底に何か軸となるものが有れば少し安心できるかなと思います。そういう意味で、今回追加提出いただいたイラストはすごくわかり易いと



思います。このように統合保育とインクルーシブ保育とを視覚的に比較して見える形にしたものが1つあれば此処からどんどん機会を広げていけるのかなという風に感じます。

会 長：ありがとうございます。副会長お願いいたします。

副 会 長：私自身もインクルーシブ保育と統合保育の間で揺れています。民間園は施設数が多いこともあって、公立園のように全園が同じ方向を向いて研修を行えておりません。そういった意味で、本当にスタートラインの手前に居るような状況です。今回、資料6のポスター案をいただいた際「わかりやすい」と私自身は思いましたが、他の民間園の施設長や管理職はどのような印象を抱くのだろうと思いました。民間園でまず行うべきは、現場の先生達も当然ですが管理職の先生達にもインクルーシブ保育を理解していただけるような研修の機会を設ける必要があると感じました。そういった機会を踏まえていかないと、色んな園や色んな方針があり特色が多岐にわたっている中で統合保育からインクルーシブ保育へと変わっていきえるとは思えないです。また、園により取り組まなければならない課題がたくさん有りそれらの課題を管理職と現場の職員とが共に考えて行かないといけないなと感じています。

公立園のコーディネーター会議に民間園の代表として参加させてもらうようになり、会議参加以降に八尾市が取り組んでいることや少しずつ変わろうとしていることを他の民間園に伝えながら、管理職の先生方との勉強会の機会を設けていかないといけないと思います。同時に現場の先生の迷っている気持ちも救ってあげないといけないので、そういう勉強会の機会を今民間園の方でもコーディネーターを中心に設けています。これらを継続するよう努めることで、少しずつ足場を固めていかないといけないと思いました。

追加資料の提供をいただいた委員には民間園で講師もしていただき今回提出いただいた資料についても以前拝見させていただいておりました。色んな子が居てその子どもに合わせて保育を提供するというものの理解は出来ますが、実際20名以上の集団でどうしていくのかとなると中々変わっていくことは出来ないかなと思います。色んな先生方のご意見を伺いながら勉強会等の機会を増やし、少しずつ八尾市の目指すインクルーシブ保育に近づくことが出来るように努力したいと思っています。

会 長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委 員：皆さんのお話を聞かせていただき現場の先生方、特に管理職の先生方の苦悩もすごく良く分かります。やはり最初に委員がおっしゃられたように、例が無いと目指す方向が分かりにくいだろうなと思います。例えば、ペルテス病という股関節の病気で急に車椅子の生活になった男の子がいる他市の事例ですが、足の装具をつけて車椅子に乗っている以外は手も使えるし言葉も喋れるといった

お子さんが運動会に出るにあたって自分で走ることは出来ないで「ずりばい」でやってみるということを言ってきました。そして「ずりばい」でしてみるけど絶対に他の子と同じようかけっこは出来ないで、マットをひいてみよう等と色々なことを試行錯誤してみるも、やっぱり他の子には勝てなくて悔しい思いをしているのを他の子も感じていました。ある時、他の子がその子と同じように「ずりばい」で進んでみた場面を保育教諭が捉えて、「みんなで同じ格好で進んでみようよ」と言ってやってみました。子どもの発信が有ったから出来たことでは有りますが「これめっちゃしんどいやん」とか「すごいな」と言った話になり、それがきっかけでどのくらいの距離なら丁度良いくらいのかかけっこになるのかというのを子ども同士が話し合ったということが有りました。なのでどんな形が正解かといったものは全くなくて、子どもから出てくるアクションを拾って子ども同士が感じ合うような、そういうのがインクルーシブ保育の1つの形なのかなと思っています。今例に挙げたのは発語が出来る年長や年中ぐらゐの学年だったから出来たのかもしれないですが、年少や乳児であっても同じように保育教諭がきっかけを拾い上げていくことで子ども同士が繋がっていくことは可能かと思うので、やはり何か例は必要かと思いました。

会長：ありがとうございました。皆さんの意見を聞いて追加資料を提供いただいた委員いかがでしょうか。

委員：色々な立場からのご意見ありがとうございます。まず、私が説明しそびれたと思った事で1つ。インクルーシブ保育の定義で「インクルーシブ保育はプロセスである」というもので形ではないとされています。プロセスであるということは、こういった形になればインクルーシブ保育が完成するといったゴールのようなものがないということになります。結局、先ほども有りましたが、その場で子ども達がどうやって障がいを持つ子達と一緒にしていくのかを考えること自体がとても大事だと思います。

インクルーシブ保育はいつもみんなと同じ場に居ることを正解としていないです。特定の子がある時は別の部屋で何かをしてもインクルーシブ保育です。そこが私は統合保育との違いと思っています。インクルーシブ保育はみんなと同じ場に居ることをゴールとしていないです。「ある時はみんなと全然違う場所に居る」や「みんなと一緒に場所に居るけど違うことをしている」どちらも良いし、どうすることが正解ということがむしろ無く、今いる子ども達にどうしていきたいかどうするのが良いのかを子ども達が考えることそのものがすごく大事な事なのかなと思ひながら皆さんの話を伺っていました。みんなと違うことをするとはみ出してしまうという状況で、みんな違うのが当然でその中でどうしていけば良いのかを考えなければいけない時というのは、とても難しくてややこしいと思います。先生方ももちろんこれで良いのかなと迷ひや不安になる

と思います。前回の会議でもお話したと思いますが、そういった悩み自体が貴重でそれこそがインクルーシブ保育の原動力だと思ったりします。先生方が悩んだり考えたりすることや子ども同士が関わりの中でぶつかりあいながらどうしていくかを一緒に考えることを保障していくような形が出来ていけば良いなと思いました。

会長：ありがとうございました。委員から「何を目指すのか」とか「正解はない」という事が出ましたが、ここから何が難しいかというところと小学校・中学校・高校と上がっていく時に同じような理念で教育出来れば良いのですが、中々統合保育からは抜けられないのではないかと考えています。色々と意見を聞きまして、ポスターと簡単な事例の入ったリーフレットや簡単な冊子を作るのが望ましいのではないかとというのが今いただいている意見になります。他に何かご意見等ありますか。私から見るとポスターについては、保育者向けというよりは一般向けに近いのではないかなと思ったりします。むしろ追加で提出いただいた資料を提示したうえで説明をした方が先生方の理解は得やすいのかなと思います。今年の2月に公立園向けにインクルーシブ保育の研修を行った時には、同じような資料を利用して統合保育とインクルーシブ保育の違いを歴史から話させていただきました。何か視覚化出来るものは大事なのではないかなとは思ったところではあります。

委員：何年か前に障がいの有るお子さんを受入れた際、他の子ども達に幼い時から障がいを持った子もいるということを知って欲しいし、子どもが成長した時に障がいを持っている人が居ることが当たり前という認識を持って欲しいから幼稚園に入りたくとその保護者の方がおっしゃられていました。他のお子さんと同じことをそのお子さんは出来ませんでした。周りの友達がこの子はこういう子だと理解して何をしても助けてくれていたということがあったので、先生達だけでなく子ども達にもこういう子がいるということがわかるような部分が有れば良いなと思いました。例えば、声をあげるとか急に怒り出すといった特性を持っているけど落ち着けば普通に過ごすことが出来るというような、個々の特性について他のお子さんにもわかるような部分が書かれていてもいいのかなという気がしました。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：このポスターに直接つながる意見はわからないですけど、逆からアプローチをかけていくのも良いのではないかなと思いました。具体的にどう保育をすればいいのかというところでみんなつまづいていると思うので、こういう保育をすることがインクルーシブ保育ですといったところを伝えるのも1つの考え方かなと思います。保育を見させてもらい良くあるのが、例えば椅子取りゲームで座れなかったら横で応援というルールが有りますが、子ども達も応援するのが退屈なの

でウロウロし出す、ウロウロすればウロウロしている子はダメとなる。それなら応援しなくても良いような椅子取りゲームのルールを考えれば良いのではないかという所での保育の見直しもあるのではないかということ了他市の保育でみたことが有ります。1つの遊びでも決まったルールの型にはめようとするのではなく、子どもやそのねらいに応じてルールを変更することも1つといったような保育の見直しをするところから始めても良いのかなと思いました。

会 長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。なければ委員の皆さんから頂きました意見も参考にしながら、インクルーシブ保育の理念を伝える手法については会長預りとさせていただき事務局と調整の上、次回の審議会で皆さんにお示しできればと思っております。

#### 4 審議

##### (仮称) 医療的ケア児保育受入れに関する検討部会の設置について

会 長：次に次第4「審議事項」といたしまして(仮称)医療的ケア児保育受入れに関する検討部会の設置について審議いたします。本件の詳細について事務局から説明をお願いします。

事 務 局：八尾市障害児保育審議会専門部会の設置について提案理由の説明を行います。まず、本市の医療的ケア児の保育受入れの経過について概要を説明いたします。本市においては、過去から医療的ケア児受入を市独自で作成したマニュアルを用いて、公立認定こども園において保育受入れを実施してまいりました。令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受け、本市においては令和4年度に本審議会に専門部会である「医療的ケア児保育等検討部会」を設置し、ガイドラインを作成するなど公民連携で保育受入れできる体制の構築を進めてまいりました。令和5年度には、モデル実施として民間の認定こども園1園において医療的ケア児の保育受入れを実施し、令和6年4月1日に保育利用で入園希望している医療的ケア児に対し、作成したガイドラインを用いて初めて入所調整を実施したところであります。令和6年度には、民間での保育受入れできる園が1園増え、民間園で2園、公立認定こども園5園、八尾市内で合計7園にて保育受入れ体制が整い、現在、5名の医療的ケア児の保育受入れを実施しております。

続きまして本題であります、八尾市障害児保育審議会に専門部会を設置する案件でございますが、まず名称については一旦「(仮称)」でございます。八尾市障害児保育審議会に専門部会を設置することで、ガイドライン策定後の運用確認として、令和5年度のモデル実施等で浮かびあがってきた課題をもとに、専門部会の委員からのご意見を頂きながらネットワーク構築などの運用改善に向けた検討を行い、保育受入れ体制の強化に繋げてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれまして、提案の主旨をご理解いただき、ご承認賜りますよう、  
よろしく願いいたします。

会 長：事務局からの説明が終わりました。本件につきまして、ご質問等はありませんか。  
なければ、委員の皆さんにお諮りいたします。事務局の説明通り、八尾市障害児  
保育審議会規則第9条の規定に基づき、医療的ケア児保育受入れに関する検討  
部会の設置をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長：ご異議が無いようですので、本審議会に（仮称）医療的ケア児保育受入れに関す  
る検討部会の設置をすることに決しました。次に本専門部会の委員について、  
お諮りいたします。令和4年度に設置しました当審議会の専門部会「医療的ケア  
児保育等検討部会」で部会長を務めていただいた宇野委員を八尾市障害児保育  
審議会規則第9条第2項に基づき専門部会委員ならびに新たに設置される専門  
部会の部会長に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長：ご異議が無いようですので、宇野委員に新たに設置する専門部会委員ならびに  
部会長とします。なお、専門部会の他の委員については、部会長一任とし、活動  
報告を当審議会に求めるものとしますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、審議事項を終了します。

## 5 その他

会 長：最後に次第5「その他」に移ります。その他として、委員の皆さんから、何かご  
発言はございますか。

委 員：次第2「報告」の時にお伝えすべき事でしたが、資料5の2ページ乳幼児健康  
診査等母子保健事業からの発達支援体制のチャート図をお示ししているもの  
について、一部矢印の記載が漏れています。一番下の3歳6か月児健康診査から  
ページ中央、乳児期から縦に伸びております「経過観察健康診査」に向かったの  
矢印が抜けておりました。申し訳ございませんでした。

会 長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ないようですので、次に、事務  
局から何かその他事項はありますか。

事 務 局：次回の予定でございますが、令和7年2月10日(月)午後2時からの開催を予定  
しております。詳細が決まり次第お知らせいたします。事務局からは以上でござ  
います。

会 長：ありがとうございます。それではその他についてはこれで終了します。

## 6 閉会

会 長：以上で本日の議題はすべて終了いたしました。長時間に渡り活発な議論をいただきありがとうございました。これをもちまして令和6年度、第1回八尾市障害児保育審議会を閉会いたします。